

関係私立学校等設置者 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金
交付要綱の一部改正について（通知）

このたび、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）について平成26年10月31日付けで別紙のとおり改正しましたので通知します。

改正の主な内容は下記のとおりですので、十分に御了知いただくようお願いします。

記

1 交付要綱の主な改正事項について

(1) 法律及び省令の一部改正に伴う改正（別表：第5条関係）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うもの

(2) 国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の決定に伴う改正
（別表：第5条関係）

国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）に基づき各府県が交付する学び直しの支援金の交付を受ける場合、大阪府東日本大震災私立学校等授業料等特別減免事業補助金の額から学び直し支援金の額を控除するために所要の改正を行うもの

(3) その他上記に伴う所要の改正

交付要綱第5条（補助対象経費及び補助金の額）に係る別表中において、学び直し支援金の控除規定を設けるとともに、それに伴う申請書類等の整備を行うなどの所要の改正を行うもの。

2 適用面での留意点

改正された交付要綱については、平成26年度補助金から適用する。

なお、本文及び改正後の要綱等については、下記ホームページアドレスからダウンロードしてください。

○大阪府ホームページ

【幼稚園】 URL> <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/youchien/tuuchi.html>

【小中高】 URL> <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>

【専各】 URL> <http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/senkaku-site/index.html>

○問い合わせ及び提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎38階

大阪府 府民文化部 私学・大学課

【幼稚園】

幼稚園振興グループ 三林

電話 06-6210-9273(直通)

e-mail shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

【小学校・中学校・高等学校・中等教育学校】

小中高振興グループ 今井

電話 06-6210-9274(直通)

e-mail shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

【専修学校(高等・専門・一般課程)・各種学校】

宗教・専各振興グループ 瀬戸口 清座

電話 06-6210-9272(直通)

e-mail shigakudaigaku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

【各学校種共通】

FAX 06-6210-9276(各グループ共通)